

掛川市規則第6号

掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成24年3月30日

掛川市長

(別紙)

掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成17年掛川市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第14号中「7月」を「6月」に、「3日」を「7日」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。